現場代理人の常駐義務の緩和に関する運用基準

(平成23年8月4日市長決裁)

(趣旨)

第1条 桶川市建設工事請負契約約款(平成9年告示第9号)第10条第2項 及び第3項に規定する「現場代理人の常駐義務」の緩和に関する取扱いにつ いて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

- 第2条 実質的に現場が稼動していない次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。
 - (1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)
 - (2) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
 - (3) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、 工事を全面的に一時中止している期間
 - (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、 工場製作のみが行われている期間

(兼務を認める対象工事)

- 第3条 次の各号に掲げる条件をすべて満たす工事は、合計で2件までの工事 の現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、発注者が安全管 理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼 務を認めないものとする。
 - (1) 国または地方公共団体が発注した工事であるもの
 - (2) 工事場所が桶川市内であるもの
 - (3) 次のいずれかの条件を満たす工事であるもの
 - ア 請負契約額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満の建設工事
 - イ 単価契約による建設工事

(兼務を認める条件)

- 第4条 前条に定める工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。
 - (1) 発注者との連絡体制が確保されていること。
 - (2) 必ずいずれかの工事に常駐していること。

(3) 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。

(入札公告等への明示)

第5条 第3条の兼務を認める対象工事を適用する場合には、原則、入札公告 等に記載し、明示するものとする。

また、第3条の条件を満たしている工事で受注者から現場代理人の兼務の 可否に関する照会兼回答書(様式第1号)が提出された場合は、兼務の可否 を判断し、受注者に回答することとする。

(兼務の手続)

第6条 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合には、発注者が桶川市の場合は、現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書(様式第1号)を添付して、 各工事の発注者に現場代理人の兼務届(様式第2号)を提出することとする。

また、発注者が桶川市以外の場合は、もう一方の工事が兼務可能であるものを確認できる書類(現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書等)を添付して、現場代理人の兼務届(様式第2号)を提出することとする。

附則

この基準は、平成23年9月1日から施行する。 附 則(平成28年12月13日市長決裁)

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則(令和5年3月20日市長決裁)

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書

【照会】

工事件名	
工事場所	
契約金額	
現場代理人 氏 名	

上記工事は、現場代理人の兼務を認める工事であるか伺います。

年 月 日

受注者 住 所

氏 名

(EII)

【回答】

上記工事の現場代理人については、

- 兼務を認めます。
- 兼務を認めません。

年 月 日

発注者

年 月 日

発注者

現場代理人の兼務届

工事件名	
工事場所	
現場代理人 氏 名	
現場代理人の連絡先	(緊急時)
	(上記以外の連絡先)

上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼務します。

(もう一方の工事)

工事件名	
工事場所	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
監督員	(所属)
	(氏名・連絡先)

注)添付資料として、もう一方の工事について、兼務が可能であることが確認できる書類 (現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書)を添付すること